

後陽成天皇の収書活動について

文学関係資料を中心に

酒井茂幸

The Book Collecting Activities of Emperor Goyosei Centered on Literary Materials

SAKAI Shigeyuki

はじめに

- ① 後陽成天皇の禁裏文庫の再興と古典・歌学の講釈
- ② 後陽成天皇撰『倭歌方輿勝覧』の成立とその改変
- ③ 後陽成天皇の歌書の書写と退位後の収書活動
おわりに

【論文要旨】

後陽成天皇は、慶長五年（一六〇〇）、丹後田辺城に籠城していた細川幽斎へ勅使を派遣して退陣させ、智仁親王に古今伝授を受けさせた功績により、歌道尊重の帝王として知られる。一方、近世における禁裏文庫の淵源が、従来指摘されてきた後水尾天皇の収書から後陽成天皇の収書に遡ることが、近年の研究で実証されている。本稿で稿者は、後陽成天皇の文芸活動全般の調査をもとに、まず①物語文学・歌学の講釈及び②「名所和歌」編纂の際に、近臣を動員した収書活動が展開され、禁裏本歌書群の基礎が築かれていたことを明らかにした。①の物語文学・歌学の講釈に関しては、『源氏物語』『伊勢物語』の古典学や『詠歌大概』等の歌学の講釈を天皇自らが行い、そのために文禄四年頃から三条西家の古写本が禁裏に献上され、書写された。特に、『伊勢物語』・『三部抄』の注釈書に関し、禁裏に三条西家の典籍や家説が入った年次を、文禄四年（一五九五）と確定し得た。天皇の三条西家本の重要視に鑑みれば、禁裏の古典研究の揺籃期に位置付けられよう。②の「名所和歌」編纂とは、慶長二年の

後陽成天皇撰の『和歌方輿勝覧』の改変による新たな「名所和歌」編纂作業のことである。天皇は、廷臣を動員し、『歌枕名寄』をもとに名所和歌に収書・抜書させたが、その過程で禁裏で書写集団が編成された。さらに、上述の二点以外にも、冷泉為満・山科言経が勅勘を免れてからは、冷泉家・山科家からの和歌資料の進上が慶長六・七年に集中して相次ぎ、禁裏文庫の歌書群は充実していった。そして、讓位・崩御に際し大量の古典籍が後水尾天皇に明け渡された。退位後、後陽成院の書写活動は本格化し、在位中の古典学・歌学の講釈に加え、歌学の相伝・伝受を行い、廷臣の歌道教育の基礎文献として書籍が整備された。これらの仙洞の蔵書は、崩御の後は後水尾天皇の禁裏文庫に移管されたが、文禄・慶長期書写の文学関係の禁裏本は、一部の宸翰本を含め、転写本が御所本・高松宮本に現存している。近世の禁裏本の書写史は、後陽成天皇期に始まるのである。

はじめに

後陽成天皇が、慶長五年（一六〇〇）に丹後田辺城に籠城していた細川幽斎へ勅使を派遣して退陣させ、智仁親王に古今伝授を受けさせたことはよく知られる。後陽成天皇を歌道尊重・好学の帝王とする逸話の一つである。こうした天皇の文芸や学問への志向を支える基底には、禁裏・仙洞における文学資料の書写や収蔵などの収書活動、及びそれらの書籍による古典研究が存したと思われる。後陽成天皇が在位期から崩御まで宮廷・仙洞で盛んに歌会・連歌会・和漢聯句を催行し、古典学・歌学の講釈を行ったことは、夙に井上宗雄・林達也により考証されている。⁽¹⁾一方、近世における禁裏文庫の淵源が、従来指摘されてきた後水尾天皇の収書から後陽成天皇の収書に遡ることが、近年、田島公により実証された。⁽²⁾

これらの先行研究を踏まえ、本稿では、後陽成天皇の文芸活動全般の検討を通じて、近世初頭において禁裏の文芸の基盤が形成される経緯を跡付ける。稿者は今回、物語文学・歌学の研究や講釈及び「名所和歌」編纂の際に、廷臣を動員した書写活動が展開されていたことを明らかにし得た。さらに、上述の二点以外にも歌書類の書写は、後陽成天皇の生涯を通じ活発に行なわれていたことが判明している。慶長期に禁裏本の基礎が築かれていたことが、文学資料に関し確実になることが期待される。特に本稿では、従来、顧みられることの少なかった近世初期の文学関係の禁裏本の書写史・収蔵史の具体相や意義を解明することを試みたい。

① 後陽成天皇の禁裏文庫の再興と古典・歌学の講釈

後陽成天皇の禁裏の御文庫の整備の初見は、管見では天正一九年（二五九一）四月二四日に聖護院門跡の聖高院道澄と近衛信尹らに禁中の書籍を点検させた事蹟である。⁽³⁾有節端保「鹿苑日録」の天正一九年四月二四日と五月六日条を掲げる。

廿四日、(中略) 聖門入御、同伴侍鳳闕、^(道澄) 拜龍顔、書籍拝覧、混乱如緒、各々点検、成書籍目録、一部不足輩者不記之也、太平広記全始而触凡眼也、

六日、(中略) 徒歩而陽明、^(近衛信尹) 々々同伴侍鳳闕、於常御所拜龍顔、聖門・陽明居縁、玄圃・西咲・有和・予居小縁、^(有節端保) 日野殿・水無瀬同前、和歌書持来、聖門・陽明各々点検、

在位後六年の後陽成天皇の禁裏では、書籍が絡まり合った紐のように混乱しており、四月二四日に点検し、目録を作った。五月六日条に依るとその主体は道澄と信尹で、祇候の公家衆から「和歌書」が持ち込まれることがあった。

次に、文禄二年（一五九三）六月二一日から三日にかけ、近臣の西洞院時慶と六条有広に「抄物・御双紙共ノ目録」を作成させている。『時慶卿記』文禄二年六月二一日・二三日条を掲げよう。

廿一日、天晴、雖所勞禁中參勤、抄物・御双紙共ノ目録六条ト某二被仰付候、散在而在之部類ヲ而作書立ヲ作、

廿三日、天晴、急 禁中へ參、目録書申、六条同前、則及夕書建テ^(前水尾) 以右衛門督上候、二十二枚、

この折に取らせた「目録」二十二枚については、『時慶卿記』の文禄二年閏六月二二日に、

廿七日、天晴、飯後 禁中御番參勤、^(兼見) 吉田代、又内々へ被召候、先

度ノ残文字引候、於御湯殿ノ上ニテ、勅言ヲ奉候、広橋中納言・
(高倉水季)右衛門督・飛鳥井中將・極臈・南禪寺之三長老等也、又某二ハ先日
(玄園堂三)被仰付候書籍之目録
(雅力)■可申旨候、

とあり、後陽成天皇が時慶に提出させている。そして、約二箇月前の、
 山科言経の日記『言経卿記』四月一三日条には、

一、殿下ヨリ 禁中へ御草子共被參了、菊亭右府・日野重相(兼俊)等御使
(皇臣秀次)也、目六 日本紀 続日本紀 ○ 続日本後紀 文徳実録
 日本後紀 三代実録 帝紀 百練抄 女院号 類聚三代
 格 令三十五卷

と見え、豊臣秀次から禁裏に六国史や律令を初めとする典籍が献上され
 ている。⁽⁵⁾ こうした蔵書の増加に促され、御文庫の整理や点検に着手した
 ものと思われる。

同じ文禄二年の一二月、後陽成天皇は生涯最初の『源氏物語』の書写
 を発起し、廷臣に命じた。『時慶卿記』二月五日条に「禁中ヨリ源氏
 可書進由仰、角総卷也」とあり、以後、八日・九日・一日・二日・
 一八日・一九日条に「源氏ヲ書」等と見える。ところが、一五日・二二
 日条には「公宴ノ源氏ヲ書(候)」とある。さらに、一六日条には、

華山院(定親)へ行、源氏ヲ一見□、酒ヲ被出候、某書懸候源氏モ■禁裏へ
(言精カ)懸御目、料紙不足事申候、山科御使也、

と記される。これらの記事から、第一に、文禄二年の『源氏物語』書写は、
 公卿による各巻ごとの寄合書であったこと、第二に、時慶は総角巻を担
 当し、花山院定親も書写事業に参加していたこと、第三に、全巻書写の
 終功の折には、御前で公宴が持たれたこと、などが分かる。『時慶卿記』
 には文禄三年以降の書写記事が見出せず、文禄二年中に書写し終えたと
 思われる。残念ながら、この折の書写本は現存しない。なお、書写者に
 山科言経や冷泉為満の名が見えないのは、後述するように、正親町天皇

の勅勘を蒙っていたためである。

文禄四年八月一四日に後陽成天皇は、『源氏物語』の一条兼良の注釈
 書『花鳥余情』を書写した。宮内庁書陵部蔵御所本(以下、「御所本」と
 略称)『花鳥余情』(五〇三―二〇七)⁽⁶⁾ 第二冊(末摘花・早蕨)の本奥書に
 以下のように見える。

此一冊者不足之間、後妙華関白冬良公/自筆再校了、写本事外相違
 之間、禿毫/誤無罪者歟、末代之龜鑑也/文禄四年八月十四日/從
 神武百数代孫和―廿五歳

また、天皇は慶長元年(一五九六)一月に平井相助による注釈書『千
 鳥抄』を書写した。なお、東山御文庫本『古官庫歌書目録』の「御棚
 之内/源氏抄字」に「千鳥(マ)〈根本官本/後陽成院宸翰〉一冊」とあり、
 後光明天皇の禁裏文庫では「根本官本」とされていた。ただ、
 現存の御所本『源氏談義』(五〇二―四五)合綴『千鳥抄』は転写本であ
 る。本奥書を掲げる。

此一巻可秘云々/享禄四年十月八日/右黄門 御判/右之一帖者以
(二四五)昭高院准后/道澄本令書写者也/慶長元年仲春下澣/從神武百数代
 孫和―廿六歳

さて、後陽成天皇は慶長九年三月一日から慶長一三年四月二十八日まで
 『源氏物語』の講釈を行なった。講釈の聞書が、曼殊院蔵『源氏物語聞
 書共二冊』(外題に依る。以下同様)一冊(以下、「曼殊院本」と略称)、学
 習院大学日本語日本文学研究室(以下、「学習院大学」と略称)蔵三条西
 家旧蔵『源氏聞書(後陽成天/皇御講釈)』五冊、大倉精神文化研究所
 付属図書館蔵本一冊(曼殊院本の昭和六年の影写本)の三本が伝存する。
 先学が指摘するとおり、いずれも語釈が中心で、穏当な説である。⁽⁷⁾ 曼殊
 院本と学習院大学本は同じ巻の講釈でも内容が異なり筆録者の差異(後
 述)に起因すると思われる。ただ、学習院大学本により、曼殊院本が欠
 脱している時期の講釈の内容を補うことができる。これに依り講釈の時

期は、慶長九年三月・四月・五月・閏八月・九月、慶長一〇年十一月・十二月、慶長十一年八月・一〇月、慶長十二年十一月・慶長十三年四月であり、対象の巻が「初音」「桐壺」「帚木」「空蟬」「夕顔」「紅葉賀」「葵」「賢木」「松風」「薄雲」「乙女」「玉鬘」「胡蝶」(当座の講釈順)であったことが知られる。

学習院大学の冒頭には「慶長九 三月一日より△今上御講談／はつね二度／きりつば三度」と記される。『お湯殿の上の日記』慶長九年三月一日条には(清濁私意、以下同様)、

小御所にてげんじの御かうしやく御さたあり、八でう殿、外様、ないくのおとこたちちやうもんにしこう有、

とある。また、『時慶卿記』同日条に、「公宴三源氏御講、被遊候由也、少納言聴聞ニ參上候」と見える。

曼殊院本の冒頭は「慶長九卯廿一日 主上御講談聴聞／は、木々」である。こちらも『御湯殿の上の日記』四月二一日条に、

げんじの御かうしやくあり、たけのうちどの御ちやうもん、はて、く御まいる、おとこたちいつものごとくちやうもん申さる、

とあるのに照応する。曼殊院本の筆録者は、曼殊院(竹内殿)か智仁親王の両説あったが、曼殊院筆とされている(前掲註(7)島崎論文)。学習院大学の筆録者は不明である。

後陽成天皇は講釈では、公条・実枝の三条西家説を折に触れ参看している。例えば、慶長九年四月二一日の「帚木」の巻で、曼珠院本は「いとまほにも三光(美枝)ハまお也」とする(但し学習院大学本は、「まおーほと書たる本アリ、ほの字もしかるべきこと也」とする他、同年四月六日・一日「きりつば」巻で「称名説二」として公条説を併記する箇所が複数見られる(学習院大学本)。四辻善成著の注釈書『河海抄』も「河海」「河海の説」とたびたび引用されるが、例えば、「むかしありけん―河海」と『河海抄』の注釈内容を自明のこととしてしているところもあり、必読文

献であったことが知られる。実際、『時慶卿記』慶長一〇年十一月三日条に、「河海・花鳥、少納言(時直)へ借遣候」と、後陽成天皇の講釈を西洞院時直が拝聴するに当たり、『河海抄』と『花鳥余情』を持参する記事が見える。両者は「源氏物語」講釈を拝聴する側にとっても携帯すべき基本文献であった。それ故、後陽成天皇の講釈に促され、『河海抄』等の『源氏物語』古注釈の本文が書写校合されることがあった。

まず、慶長十一年の八月に中院通勝が、『河海抄』を書写・校合しており、転写本(靈元天皇宸筆外題カ)が御所本(四五九―一七)に現蔵されている。慶長十一年当時の禁裏における『河海抄』の伝存状況を知る好資料であるため、やや長い「桐壺」巻末の一丁半に記載の本奥書を掲出する(傍線稿者、以下同様)。

A I 本云／右抄借請洞院重相公数卿本終写功了、此外又以春日局／(將軍家／祇候)同加校合了、洞院本漏脱之分以件本書加、称／或本書入之者也、春日局本也／寛正五年三月十八日校合了、夜前終写功、去十二日立筆者也／以自他本度々校合了

A II 本云／(四七二)文明四年壬辰夏之比、借請彼本(源重相／同筆)卒馳短毫了、云疎帑／云悪筆、旁以後見多其憚多其憚、早可令清書者也、努々／于時鳥路合梅雨声送麥秋候、向竹窓之下、終／出来之功而已矣／左少將藤原朝臣判道遥院也

A III 件本借請三条新黄門実条卿此卷手自書写之、猶以諸本／書写之、謂加奥書也、抑源重相八十輪院殿也／慶長十一年八月八日記之、(中院通勝)也足子判

B I 申出 禁裡御本、内一本云／文明四年三月上濬以或本加書／写、但彼本有誤事等、以推量雖／陳直、猶不審字等遂以証本可／令校勘者也／(三条兼光)桃華野人判

御本以右奥書本写之歟、御本筆者奥書等無之、僻字／等少々在之 B II 又申出一本云／右抄借請洞院重相公数卿以下――三本奥書

二同ジ／左少將藤原判ニテ一計無違失

其次本云、遣遙院筆ノ本ノ写シ也

B III 永正九年夏比、以右本一本雖書写、後日作者中書本／不慮一見相違所々繁多之間、一向令清書者也(五三三) 永正十年（癸酉）十月十八日諫議大夫濟繼（姉小路宰相權中／納言基綱息）／此御本亦、無輿書筆者等也、

B IV 此抄以三条新黃門本欲書写之處、以外漏脱事繁多（見濟繼／卿輿書

／而或書入、或以押紙注加之（皆以濟繼卿／筆跡也）然而押紙等少々

脱落了、仍申出官庫御本(二)通被、借下了、則以兩三本書写了、

朱点声句／等以三条本付之（御本一本無之、又少々無之）三条本漏

脱之處押紙書／入等注付了、押昏脱落、又無押昏處官本了、点等是

又兩三本少々付之處写之、人名所名各朱引、句切等校合之時以愚

案少々付之、尚連々一覽之次、可加／修補改正耳矣

慶長十一年（丙午）仲秋八日書写之畢、同日以兩三本見／合訖

B IV に依ると、通勝は三条西実枝が所持していた姉小路濟繼輿書本（B

III）を書写したが、漏脱や押紙の脱落が多く、官庫御本（「官本」「禁裏

御本」とも）二本を校合に用いた。一本は寛正五年（一四六四）の本輿

書が存し、洞院公数の書写本に春日局本を以て中院通秀が校合した伝本

が写した伝本で実隆筆であった（A I、B II(8)）。もう一本には、文明四年

（一四七二）の一条兼良の本輿書を有した（B I）。そして、禁裏御本『河

海抄』の一本はこの三条西実隆本と一条兼良本であったが、通勝が後陽

成天皇の講釈に呼応して、この皇室伝来の禁裏御本を校合本に使用して

新たに本文を作成し、伝本はやがて禁裏の収蔵に帰したのである。

同じく後陽成天皇の『源氏物語』講説の間の慶長十一年に、三条西家

伝来の『源氏物語』の複数の注釈書が書写され禁裏に進上されている。

例えば、実枝父の三条西公条が、能登国の戦国大名・畠山義総のために

作成した『源氏聞書』（三条西実隆『細流抄』の聴講聞書。「能登送付本」と

も）を草稿本として、実条が増補修訂した注釈書『明星抄』一五冊の、
実枝自筆本の転写本が国立歴史民俗博物館蔵高松宮家伝来禁裏本（以下、
「高松宮本」と略称）に現存する。書写輿書を掲げよう。

此一部永正十年受庭訓畢後聴聞詞短／心不足更非可令外見、不能清

書送数年半為／蠹魚之巢、爰或人難去所望候間如形加清書修／百物

卷卷、漏脱之事繁多歟、重而可加旧聞而／已(五三八) 時大永第八仲春十九

日／此聴書全部先年所令書写之一本不慮失火無／念重而所望之間

懇切之嚴命難默止之間に余馳／秃筆狼藉無極、常以不可有

天文甲午曆千秋佳節終功了／西三台都督廊在判(三)／三光院以筆墨

写之／慶長十一年七月十二日

天文三年の本輿書までは、『明星抄』の流布本に見えるが、それ以下の

実枝自筆本を写したとする書写輿書は高松宮本独自である。さらに、高

松宮本『明星抄』には、「柏木」巻末に「三光院以真跡進書写之了／

慶長十一年六月下旬 一校了」、「竹河」巻末に「三光院以筆跡進書写之

了／慶長十一年七月下旬 一校了」とあり、実条自筆本が禁裏に進上

され校合が行なわれたことが知られる。後陽成天皇が『源氏物語』講説

の参考資料に使用したことは想像に難くない。また、舟橋秀賢の日記『慶

長日件録』慶長十一年六月一八日条に、高松宮本の親本の実枝自筆本を

通勝と石川忠総が家康に披見させた記事が見える(9)。そして、『中院通村

日記』元和二年（一六一六）四月一七日条に、

十七日及晚歟、依当番参内、於御学問所源氏御校合薄曇卷、入夜終

功（明星抄兩冊、官本・竹内御本取寄之）以三條西家本比考給、余

官本読了事了、

とあり、元和二年には「官本」（禁裏本）として内裏に存した。

後陽成天皇は、『伊勢物語』の講釈も慶長八年以降三度(10)に互り行い、

注釈書に、御所本『伊勢物語愚案抄 乾（坤）』二冊（四五七―一九〇）

が存する。本輿書を掲げよう。

「私云、此鈔の内本注は逍遙院自筆の惟清抄の／説也、称とは称名院、逍遙院講談之聞書也、／之も称名院自筆也、愚とは後成恩寺兼良公の／説也、肖とは肖柏聞書、師説とは昭／高院准后道澄説也、此物語之切紙等、口伝不残相伝也、或／抄とは数ヶ所持の抄出也、此内逍遙院、土佐の／一条へ作進の抄もある也、私云とは、周仁今案也、・清、・濁、此二つの声は天福／の本の声也。○清、○濁、此二つは私の勘也／慶長十二稔小春下瀬／從神武百余代孫周仁述之勅印朱

①「逍遙院自筆の惟清抄」は、実隆の講釈の清原宣賢の聞書『惟清抄』の実隆筆本が学習院大学蔵の旧三条西家本に伝存するが、⁽¹⁾実隆が複数書写した内の一本と思われる。また、『時慶卿記』慶長一九年五月二四日条に「一、院御所ヨリ御自筆ノ惟清抄被借下、尊書御答申入」とあり、これも同書である。②「逍遙院講談之聞書」とは、実隆の講釈を公条が聞書した自筆本のことである。該当する内容の転写本として、天文一〇年（一五四一）の本奥書を有する御所本『伊勢物語抄道談称聴』（一五四一—一五四二）の一本、京都大学大学院文学研究科図書館蔵『伊勢物語抄 全』（国文Nd II / 5）一冊、学習院大学蔵三条西家旧蔵『称名院右禪院／伊勢物語御聞書』一冊が存する。京都大学大学院文学研究科図書館本には次の奥書がある。

右此抄写本実父称名院前右相府真跡也、当年正当／三十三回、上皇令求出此抄給、^(三條西公条)然処於禁中可写置之由、蒙 仰欣載之、不違其字令書写者也、／今度此物語詞等相違、違之輩雖存之、以此抄相決、併／希代之名譽末学之龜鏡可謂和歌之真宝者乎、／又未来記之口伝少々□載之、旁以不可出窓外而已、^(四年)文祿歲□乙未清和中旬／^(水滸類編八十二)権中納言兼成／祖父三位殿御真跡／仍加奥書了／量原この奥書に依ると、文祿四年（一五九五）に称名院（公条）自筆の『伊勢物語抄道談称聴』の写本を禁裏に留め置くよう後陽成天皇の勅命が

下っている。この事実は、三条西公福写とされる、学習院大学の本奥書により、さらに正確に傍証される。以下に引用しよう。

故右府殿御筆也／禁中御本也、称名院聞一也、／本一冊也、奥二三枚二未来雨中吟口伝共アリシ、ミサシ又ミエヌ所シユニテ書也、一字カウヰツレモ本ノゴトク也、／時文祿四二月一五日写之也

文祿四年の段階では実隆自筆本も禁裏御本として宮中に存した。三条西家の古典学を示す典籍が、近世では遅くも文祿四年に禁裏に入り始めたことが判明する。③「後成恩寺兼良公の説」とは、『伊勢物語愚見抄』であるが、現存の御所本『伊勢物語愚見抄』（一五二—一九二）には、文祿・慶長頃の書写を示す本奥書は無い。④「肖柏聞書」は本文中で「肖聞」と称され、御所本では「伊勢物語聞書」の名で伝来、三本が現蔵する。⑤「昭高院道澄の説」は現存しないが、後陽成天皇が「師説」と称し、切紙口伝を相伝したとしているのは注意される。⑥「逍遙院、土佐の一条へ作進の抄」とは、御所本『伊勢物語直解』（一五二—一九五）の祖本である。大永二年（一五二二）の実隆奥書に続き、「一条准三宮殿 進上」とあり、尊俊の識語には「土州一条末葉桑門雪江尊俊在判」とある。

また、後陽成天皇は既に文祿四年九月五日に『詠歌大概』の講釈を行なっている。「お湯殿の上の日記」同日条には次のように見える。

五日、はる、ちと／しぐる、（中略）あいがのたいがいの御だんぎあり、かぢ井どのなしまいらる、御所く／みなく／御ちやうもん、御こうしやくはて、く卿にはつねの御所へくもしなる

これに関連する後陽成天皇の著述が、桂宮本『詠歌大概後陽成院御抄』（五〇—一四三八）である（『列聖全集 御撰集 第四卷』（大三・列聖全集編纂会）に翻刻）。本奥書に、「這鈔雖愚純、集善説述之巨耐々々／慶長十二曆閏仲呂廿又三萱」とあり、慶長一二年の成立である。

一方、文祿四年九月の段階で、天皇は細川幽斎が久我敦通に行なった講釈を幽斎が編んだ『詠歌大概抄』を覧し、上巻を書写している。本

奥書に、以下のように見える（御所本『詠歌大概抄上（下）玄旨作』（五〇一—四九一）に拠る）。

此抄不遍達 天聰、以三条羽林（実条／朝臣）／頗被借召之間、進
 献之処、於上卷者被染宸筆、下卷者八条宮聖護院新／宮等御書写（云
 々）、被返下之時、粗預／觀感、至愚之所作願有其憚、／非加私
 之了簡任師説抄々上者／可謂道之冥加、老之幸何事如之乎、仍聊
 記其由者也／ 于時文祿（乙／未）歲孟冬上澣

文祿四年に『詠歌大概抄』の評価が天聰に達し、同書は後陽成天皇に
 進上されるのだが、貸借・進上の仲介しているのが、実枝孫の三条西実
 条であることは注意される。

そして、注釈本文は、『詠歌大概』の逍遙院（実隆）・抄名院（公条）・
 三光院（実枝）の諸説が目立つのに加え、『源氏物語』の古注釈が引用
 されている。例えば、付載の「秀歌之大略」の「おもひ川たえずながる
 る水の泡のうたかた人にあはできえめや」の「うたかた」の語釈を、「又
 河海抄にいはいはく、うたてといふ詞也、うたかた也、一説さだめなき人、
 又すこしもと云心也」「又称名院筆の源氏の抄に順説に云、うたかたと
 はうたてと云心歟、それを水のうたかたにそへたる也、一説にいはいはく、
 さだめなき人也と云云」と同じ解釈を繰り返している。『河海抄』とは
 すなわち「称名院筆の源氏の抄」のことであり、前掲・御所本『河海抄』
 （四五九—一七）には見えない、禁裏御本の公条筆『河海抄』が存したこ
 とが知られる。『源氏物語』の講釈や古典研究から得た学識をもとに著
 述された書といえよう。

御所本『百人一首抄後陽成天皇御注』（五〇一—四一四）と同『未来
 記雨中御抄後陽成院』（特一八六）の成立も慶長一二年・一二年である。
 後者の後西院宸翰の本奥書は興味深い。

此未来記並雨中吟者以遠情抄為／根本以師説加詞者也、愚鈍誤等觀
 智／妙達之人可有改正者也／慶長十二稔端月十八日終功了／ 従

神武百年代孫周仁

天皇が著述するに当たり「根本」とした『遠情抄』とは、東常縁講・宗
 祇記の『未来記・雨中吟』の講釈聞書である。「師説」とは、前掲『伊
 勢物語愚按抄』同様、昭高院道澄の説のことである。実隆自筆・明応
 四年（一四九五）写『遠情抄』が宮内庁書陵部（以下、「書陵部」と略称）
 に蔵される。細川幽斎の『百人一首抄』の異名同書である『松藤』に、『遠
 情抄』が合綴された、御所本『松藤并遠情抄』（五五八—九〇）には、明
 応四年の本奥書に続き、以下のようにある。

禁裏御本云／以逍遙院自筆本写者也／ 文祿四年二月廿日／ 従神
 武百年代孫^{和仁}廿五才

後陽成天皇は、文祿四年（一五九五）二月に実隆自筆本を既に書写して
 おり、『伊勢物語』の古注と同様、文祿四年に三条西家本が禁裏に入っ
 ていたことが知られる。また、「師説」に関しては、御所本『未来記抄
 并雨中吟抄』（五〇一—九一五）の本奥書に次の記載がある。

這一冊者以照高院道澄准后本道増准后本写留者也／琢磨之者乎／
 慶長二稔酌臘月二冀／従神武百年代末孫和仁廿七才

慶長二年二月に書写した該本により、天皇は、昭高院道澄の説を体系的
 に学び得たのだ。

禁中の『源氏物語』等の古典や歌学の講釈は、先代の正親町天皇期には、
 三条西公条により行なわれた。例えば、『源氏物語』に限ると、公条は
 禁裏で元亀元年（一五七〇）三月一七日から四月一五日まで『源氏物語』
 を講釈した（『繼塵記』、『お湯殿の上の日記』）。これに対し、後陽成天皇
 はこうした講釈を、自身が行なったのであり、その古典や歌学の研究へ
 の強い志向が窺知される。すなわち、近世の天皇の古典学や歌学の講釈
 の礎は、後陽成天皇が築き、後水尾天皇以降に継承されたのである。⁽¹⁴⁾ そ
 のため、文祿四年より公家から禁裏に物語や歌学書の注釈書が、献上・
 書写され、御文庫に収蔵されたのだ。また、『源氏物語』は、天皇の講

釈を契機として、廷臣が古注釈の書写校合を行っている。そして、それらの典籍に共通するのは、三条西家本(説)、特に実隆から実枝までの当主の自筆本の重要視である。一方、細川幽齋は、当時、物語や歌学書を精力的に研究していたが、前述のように、『詠歌大概』の注釈の書写を通じて後陽成天皇と関係があったに留まる。細川幽齋編の『伊勢物語闕疑抄』を披見していたが、自己の注釈に引用していない。中院通勝の著述や書写本も直接的に影響を与えていない。これらの事象からも、三条西家の古典学を示す注釈書が禁中で写された文禄四年は、禁裏の古典研究の揺籃期と位置付けられよう。

慶長三年頃から、後陽成天皇とその廷臣により、組織的に和歌資料の収集活動が展開される。その契機となったのが、「名所和歌」の編纂である。次節ではこれに関し考究したい。

② 後陽成天皇撰『倭歌方輿勝覧』の成立とその改変

まず、後陽成天皇撰の名所歌集である、高松宮本『倭歌方輿勝覧』(H一六〇〇—一六一二—ユ八、内題「名所和歌」)を紹介しよう。該本が後陽成天皇の宸翰であることが近時明らかになった。⁽⁸⁾ 書写奥書に「此名所之拔書為哥連歌以愚意集者也、朱点以下可憚外見矣 / 慶長二稔孟春 周仁(朱印)」とあり、慶長二年の成立である。『倭歌方輿勝覧』の名称が、南宋の地誌『方輿勝覧』に由来することは、前掲『伊勢物語愚按抄』中に「方輿勝覧廿四道州部云、斑竹岩在營道南五十里多斑竹」とあり、宋版『方輿勝覧』が、天皇の蔵書圈にあったことから確実である。「方輿勝覧」の名を有する名所和歌の本文系統は、a初撰本、b雑纂本、cイロハ別本に分類され、該本は「a初撰本」に属する。内容は万治二年(二六五九)板本『歌枕名寄』の板下に相当する親本(散佚)からの抄出で、国別に名所を列挙し、例歌を掲出する。前述のaからcの諸本分類は、

高松宮本『倭歌方輿勝覧』の改変過程を反映したものである。中間の「b雑纂本」には、御所本『方輿勝覧集』(一五〇—三五二)が存する(前)列聖全集 御撰集 第四巻)に翻刻)。冒頭の序文に「慶長寡人脱履隱逸太上天皇誌」と見え、後陽成天皇が退位した、慶長一六年三月以降の成立である。イロハ順の索引が巻末にある。「cイロハ別本」に該当するのは、高松宮本『方輿勝覧』夫木拔書(H一六〇〇—一三三〇—ミ一二)の前半、及び書陵部蔵御所本『名所方輿勝覧』(一五一—一五二)である。名所や歌枕をイロハ順に索引化した伝本である。

従来、高松宮本『倭歌方輿勝覧』は、研究史上余り重視されて来なかった。しかし、その出典や成立には再考の余地がある。以下、冒頭の「神山」の本文と『歌枕名寄』の『新編国歌大観』(底本・万治二年(二六五九)板本)の歌番号を「」で掲げた上で暫く論述を進めてみたい(歌頭に便宜上通し番号を付し、底本に存する朱の傍線を罫線等で示す。合点も底本朱書)。

∴名所拔書(内題) / 山城 / 葦葦

／神山

- 1 今三 神山に夕かけて鳴杜鵑しる柴かくれしはしかたらへ 後鳥羽院(二二)
- 2 今一 神山の麓にさける卯花は誰かしめゆひし垣ねなるらん さねゆき(四)
- 3 遣六 神山の松もともと思ふらんふかすは今日の御幸みましや 賀茂氏人(二二)
- 4 同廿 思ひいづる袖にぞ影はやどりけるその神山のあり明の月 後鳥羽院(二二)
- 5 新後千 千早振その神山の中に落るみたらし川の音のさやけさ 為家卿(一五二)
- 6 新拾廿 神山にいく夜へぬらんさかきはのひさしきしめをゆひかけ

てける 定家〔三〇〕

7 同九 君のみや千年もあかすき、ふかむ我神山の松虫の声 従三

位氏久〔四九〕

8 風十五 をのつから猶ゆふかけて神山の玉くしのはに残る白雲 為

家卿〔四八〕

先述のように、後陽成天皇が抜書に使用した『歌枕名寄』は、万治二年板本の版下に使用され、現在散逸した伝本である。『歌枕名寄』の写本の諸本は、およそ一〇本を数え、渋谷虎雄により「A非流布本」と「B流布本」に大別され、さらに七種に分類されている。⁽²⁰⁾ところが、前掲の「神山」に例を採ると、所収歌全てを収める写本は存在しない。一方、万治二年板本の消蘊(南可)⁽²¹⁾識語の前半に次のような記載が見え注意される。

世号澄月調枕者、不願一様、或有哥数些少者、或有名所乱雜者、不
 全足執信用、頃日有携古本類聚一篋来人、被而閱之、澄月調枕名寄
 也、漸備略詳而較所歴視之者、則可

謂清書乎、於是因件旧本摸写之数月、而乃終其功、(以下略)
 万治二年板本の版下は、来客がもたらした「古本類聚」であった。そして、この系統の伝本を、後陽成天皇は『倭歌方輿勝覧』編纂に当たり使用したのである。よって、版下の「古本類聚」の成立は、『倭歌方輿勝覧』が著された慶長二年以前に比定される。

ところで、室町後期写の高松宮本『歌枕名寄』(日一六〇〇一五九六一―三三二)は、先述の渋谷の分類によると、A非流布本第二種に類別される。注目されるのは、写本で唯一、板本同様に、集付に「今三」等と部立の巻数を示す上、頭書に「神」「卯花」といった名所の景物を記すことである。さらに、本文も、例えば、前掲8番の後鳥羽院詠の五句が、熊本大学付属図書館永青文庫寄託細川幽齋自筆本以下九本がいずれも出典同様に「秋の夜の月」であるのに対し、万治二年板本と高松宮本の

双方で「あり明の月」の共通誤謬を有し、こうした事例が散見される。よって、高松宮本『歌枕名寄』は、「古本類聚」の原初形態の痕跡を留める伝本の可能性がある。なお、高松宮本は「阿野／蔵書」の印記を有し、後陽成天皇の廷臣で和歌・連歌に堪能であった阿野実頭(天正九年〔二五八二〕―正保三〔一六四五〕)が献上したと推測される。

『倭歌方輿勝覧』をもとに、門跡や内々・外様の公家衆により新たな名所和歌が編纂された様子は、記録にも見える。『御湯殿の上の日記』慶長三年(一五九八)二月二日条に、

十二日、はる、御さうしども御所くもんぜきたち、せつけ、せいぐわ、とぎま、ないない四十三人へいだされ候て、名所のうた御ぬきがきしてあげられ候へのよし仰いださる、ふしみどの、その外のもんぜきたちへまいらせ候を、なかはしより文にてまいらせらる、八でう殿へもおなじごとく御文にてまいらせらる、その外のもんぜきたちへ文にてまいる、

とある。慶長三年頃から禁裏において名所歌集の抜書作業が行われていたことが知られる。また、『時慶卿記』慶安五年正月一八日条には次のように見える。

十八日、(中略) 俄二御所へ被召、黒戸へ参、中院入道也足・阿野・園少将四人也、去年撰進候名所哥共・山部集寄、拜竜顔御心静物語アリ、御書籍共御新作披見一々拝見申、各所く哥共御尋アリ、存旨ヲハ申入、忝儀共也、樵談治要被貸下、為校合也、又土佐^(記)モ^(テリ)申請、日中番所ニテ煮餅・酒アリ、夕食同、内々番所ニテ夕食^(記)モ^(テリ)

昨年の慶長四年に「名所哥共・山部集寄」が撰進されたこと、そして、天皇自身の「新作」を内々番衆に披見させたことなどが知られる。高松宮本『夫木抜書』(日一六〇〇一七七八―マ八)は、慶長三年以降の名所歌集の編纂に関わる資料である。前掲『方輿勝覧』後陽成院 合綴 夫木抜書』の親本で、本奥書に「右這一冊者小智愚鈍末孫短才之用意也

／慶長三稔孟春中旬／從神武數代孫和仁廿八才／除空紙四十一丁」とある。ただし、筆蹟は後陽成天皇とは考えられず、宸翰本の早い段階での転写本である。しかし、該本により慶長三年に後陽成天皇自身が『歌枕名寄』に加え『夫木抄』の抜書に着手していたことが判明する。

慶安二年（一六四九）成立の大東急記念文庫蔵『禁裡御藏書目録』（以下『禁裡御藏書目録』と略称）「蛤蜊御檐子」項に「新勅撰名所拔書 一々（稿者注、「冊」と見えるが、『新勅撰集』・『続後撰集』の名所詠を抜書した、現存の『新勅撰御拔書』（H一六〇〇―一六五〇）一冊に同定されよう。同様に『新古今集』から名所詠を抜書した『新古今拔書』（H一六〇〇―一六五〇）も後陽成天皇の名所和歌編纂に関わる資料であろう。また、高松宮本『名所和歌 草稿』（H一六〇〇―一三〇三）ミ一五、外題・内題ナシ、「（国立歴史民俗博物館）館蔵資料データベース」の認定書名に依る）は、山城部の「真下」以下五箇所の所収歌が御所本『方輿勝覽集』と重なることから、その草稿と考えられる。

御所本『方輿勝覽集』（一五〇―一三五）も、『歌枕名寄』からの抄出である。ただ、例えば、「神山」に限っては、前掲8番の後鳥羽院詠を除き『倭歌方輿勝覽』とは重複しない。また、『倭歌方輿勝覽』の改変に当たり、『夫木抄』や勅撰集の名所歌の抜書は、本文の点検や名所の研究などに使用するために作成されたものと思われる。高松宮本『倭歌方輿勝覽』から御所本『方輿勝覽集』の改変で、『歌枕名寄』からの採歌に限った、後陽成天皇の意向は未詳であるが、初度の勅撰の方針を、編纂に当たった廷臣が付度したのではないか。

以上、禁裏において後陽成天皇撰『倭歌方輿勝覽』の改変による新たな「名所和歌」編纂に当り、天皇と公家衆により構成された書写集団が、歌集の収集や抜書を行ったのである。

③ 後陽成天皇の歌書の書写と退位後の収書活動

和歌の学殖が豊富な後陽成天皇は、冷泉家を初めとする堂上公家所蔵の歌書に関心を寄せた。公家もこれを斟酌し古典籍の進上や書写に伺候した。ところが、実際の書写事蹟は慶長六年（一六〇一）以降の数年に集中している。これは、天正一三年（一五八六）六月一九日以来、冷泉為満・四条隆昌（為満実兄）・山科言経（妻は為満姉）の三人が正親町天皇の勅勘を蒙っていたためである。²⁴ 三者は京都を出奔して和泉堺に逐電、八月三〇日摂津中嶋に移り寓居を構えた。勅勘の理由を『言経卿記』に基づき略述すると、天正七年の言経の死に当たって山城梅津の知行分を信長から安堵されたが、禁裏の下代が横領し、その可否を山科家の雑掌が前田玄以に訴え訴訟が起こったのである。山科・冷泉家の主張は朝廷と対立し、勅勘に至った。

冷泉為満は慶長五年四月に家康の取り成しにより六条有広とともに勅免、五月六日に勅免を謝しに参内し、太刀・折紙・藤原定家筆『拾遺愚草』を献上した（『言経卿記』、「お湯殿の上の日記」、後掲）。言経は慶長三年一月一日に家康の奏請により勅免、二月七日に参内して勅免を謝した（『言経卿記』（後掲）、「お湯殿の上の日記」）。以後、慶長六年に至り、冷泉家や山科家から禁裏への典籍の進上が増大するのである。

まず、為満が後陽成天皇の禁裏に冷泉家の歌書を初めて持参したのは、慶長五年五月六日である。先述したとおり、定家筆『拾遺愚草』²⁵が禁裏にもたらされるが、『言経卿記』に拠ると、実際は観覧に供するに留ま

る。²⁶ 次年の慶長六年の後陽成天皇の禁裏文庫に関しては、朝儀に関する次第書や系図類が分類整理され、充実していたことが先学により指摘されている（書陵部蔵『慶長六年首夏日記』、前掲（2）田島論文等）。一方、次

第書類はこの時期に至り、慶長三年に勅勘を赦された山科家から進上・書写されており、その中に和歌資料が含まれるケースがある。例えば、『言経卿記』慶長六年四月一四日条に、

十四日、壬午、晴陰、小雨（中略）一、禁中へ月次祭略次第・神今食次第弁要・同指図同、大原次第二、晴御鞠次第等懸御目畢、後刻題林愚抄下御借用之間、後刻懸御目之、新内侍殿シテ上了、

とある。言経が禁裏に「月次祭略次第」以下の自家架蔵本五点を観覧に供し、後刻に「題林愚抄下」を貸借するよう取り図ることを述べた記事である。実際に、『言経卿記』慶長六年四月九日条には、

九日、乙丑、晴陰、／一、禁中へ慶長改元記共諸家記六一冊・目六等返上申、題林愚抄全部三冊被返下了、

と見え、書写の後に「題林愚抄三冊」が禁裏から言経に返し下されている。『禁裡御蔵書目録』『御擔子御箱目録』の「題林愚抄」項の割注に、「（春・夏・恋三冊、親長卿、／雜字一冊、言国卿・親長卿・／宣秀卿三筆／秋・冬・雜宙三冊、新本也）」とあり、この「新本」に同定される。「新本」により従来の上古写本で欠脱していた巻を補完したのである。

また、冷泉家本は、為満の意向により禁裏に貸し出され、書写された事例も少なくない。『言経卿記』慶長六年六月二三日条を掲げる。

廿三日、己丑、雨、晴陰、／一、小御所へ出御之間、則參了、冷泉ヨリ直物（備忘）〈定家卿／筆〉・初学抄（備忘）〈為家卿筆〉・仁安東宮御書始記（抄）〈定家／卿筆〉・台記別見等被懸御目之間、持參了、直物・初学記等召置ラ了、次二冊重而可被參借之由被仰、被返了、又童蒙抄上下二冊被申請了、借被下之、

ここでは、為満から定家筆「直物」や為家筆「和歌初学抄」などが観覧に供され、その内、定家筆「仁安東宮御書始記」や「台記別見」は返却された。定家筆「直物」は、正月二四日に為満に返却するに際し、言経が奥書の揮毫を勅命されている（『言経卿記』）。

為家筆「和歌初学抄」⁽²⁸⁾は、『言経卿記』慶長六年一〇月二二日条に、

十二日、丙子、天晴、（中略）／一、長橋殿へ參了、禁中謠之本二十冊被返了、又冷泉へ定家卿筆初学抄被返了、則遣了、

とあるように、禁裏における書写の後に返却された。この折の書写本は、門跡寺院の聖護院に伝来し、現在は川上新一郎氏の所蔵に帰する⁽²⁹⁾。以下に、川上新一郎氏蔵聖護院旧蔵『和歌初学抄』の弘長二年（一二六四）本奥書と慶長六年書写奥書を掲げる。

弘長二年六月／求出更校合、／年来證本／被借失、仍以或本／所中^(二六四)写可書写／六句余比丘融覚（花押写）

此抄以為滿朝臣家伝来之正本／被写留之、右奥書并名字／判形等依／勅定模写之、最為證本者也／慶長六年孟冬八日／桑門素然^(中院通勝)

弘長二年の融覚（為家）の本奥書は、冷泉家時雨亭文庫本『和歌初学抄』に見出され、それ以後の書写奥書が聖護院旧蔵本である。印記に「聖護／院蔵／書記」とあり、後陽成天皇第二皇子・道見親王（慶長一七年（一二九二）延宝七年（一六七九）の旧蔵本であったと思われる。後陽成院崩御後、禁裏から下賜されたものと推測される⁽³⁰⁾。

こうした後陽成天皇自身の収書に加え、歴代の天皇の収蔵に成る禁裏御本は、後陽成天皇の慶長一六年三月一七日の退位後、慶長一七年七月八日に後水尾天皇の禁裏に譲渡される。これに関する記事は、次掲の『言経卿記』慶長一七年九月一日条に存する。

一、禁裏へ從仙洞去七月八日二御草紙其外御道具共大樹ヨリノ儀トシテ被渡、則從禁中通村朝臣・予・秀賢朝臣ヲ被遣請取之、從仙洞被渡衆ハ毘沙門堂三級・大弼兩人也、然ラ今日何々渡候ト申渡シノ目錄トヲ、大樹へ懸御目錄候トテ、板倉伊賀守申候ニヨリ、則目錄ヲ三人トシテ調達了、從禁中土山駿河申来ニヨリテ也、

板倉勝重の、將軍秀忠に披見させる求めにより、中院通村・山科言緒・舟橋秀賢が後陽成院の仙洞御所から禁裏に譲渡された「草紙」や「道具」

の目録を作成した。この折に禁裏に受け渡された道具類の内訳は、『言緒脚記』慶長一八年四月六日条により概要が知られる。

一、院御所ヨリ禁裏へ被渡候御物共各拜見之間、通村朝臣・予其時之御使仕候故、可参之由仰アリ、(中略)「参 内成候輩」の交名) 一覽以後通村朝臣・予不残御物ニ符ヲツケテ申候也、御道具之注文則從仙洞被渡候ヲウツシ了、

御ふくの辛櫃(二たい共に、ノ但しやうなし) 一ついたち障子(花ひらをさる、ノ但十七枚不足) 一御いかうの一ツ 一手のけいかけ一ツ、一御つしの棚一十二月の棚一ツ、一地蔵一、一ちいさき愛染、一つり灯臺、一からの皮籠一ツ、此内早紙百四拾八冊、連哥双昏拾壹冊、連歌懷帝二百韻、大閤軍記、補歴一冊、一長櫃九ツ、一箱三ツ、此内御会帝・短尺・ふるき書物・御文等有之、

慶長十七年七月八日 三級判 (毘沙門堂公藏) 忠治判 (秋篠)

「道具」の目録のため、調度品や什器、書物を収納する棚や櫃の記載が目立つ。ただ、その中に「早紙百四拾八冊」「御会帝・短尺・ふるき書物・御文等」とある。これらは、前掲の『題林愚抄』のように、『禁裡御蔵書目録』に一部が記載され、後土御門天皇の禁裏で近臣により書写された「文明補充本」を基礎とし、以後、後陽成天皇までの歴代天皇により禁裏に収蔵された典籍類の一部であろう。

後陽成天皇は、退位後も旺盛な書写活動を展開するが、本格化するのは、慶長一九年に入ってからである。まず、後陽成院は、二月中旬に、享祿四年(一五三二)正月二二日の三条西実隆の書写奥書を有する『源氏物語』の「三条西家伝之証本」(現在、日本大学総合学術情報センターに所蔵)を、近臣に分担させつつ自らも謄写した(御所本『源氏物語』(特一二三)。該本の「夢浮橋」の書写奥書には、「以三条西家伝之証本令謄写了ノ 慶長十九稔仲春中澣ノ 従神武百余代孫太上大臣(御判)」と

ある。そして、『時慶脚記』慶長一九年四月一八日条には次のように見える。

十八日、天晴、(中略)一、院御所へ被召テ参候、釈和抄為校合也、南光坊書写ノ義ヲ御番衆へ頼申二ヨリテ被仰付被遣候、於御前談候、又次ニ改元次第ノ義ヲ申入処、拜借候四冊ナリ、於御前神酒を給、又番所ニテ有食日本紀・延喜式・畧書等ノ物ヲ懸御目候、御感ナリ、及黄昏帰宅候、

「釈和抄(稿者注、『釈和歌集』)」等の校合が始まり、「改元次第」四冊は貸借の手続きを終えている。

一方、慶長一九年に、後陽成院は時慶とその息時直に歌学の伝受を行っている。まず、同年六月一七日に、仙洞御所でが時直に「和歌ノテニヲハ」を相伝し(『時慶脚記』)、同八月九日には同じく時直に『伊勢物語』の「切紙口決」を相伝した(東山御文庫本「伊勢物語御伝授状」(勅封一六二二二))。そして、同年八月九日に時直に古今相伝を行った。また、同年八月一三日には、時慶は院から「古今清濁」の相伝を受け始めた折に、西洞院家蔵の「古今抄」を院の観覧に供している。同年九月二〇日には、時慶が院御所に召され、同書を進上している。『時慶脚記』同日条を掲げよう。

廿日、天晴、(中略)一、院御所へ参上、古今抄写本共二上候、外題ノ義申入候、(中略)一、昨日抄ノ表紙出来、

この「古今抄」は、現存の高松宮本『古今抄』(日一六〇〇一六三三―一三六五)に該当する可能性がある。その理由は、第一に該本が本文共紙の原表紙を改装し、本文別筆で外題が記されていること、第二に御所本・高松宮本には稀有な紙訂装であり、その装訂も表紙の改装と同時であること、第三に該本は本文が室町末期に遡り、時慶と親しかった里村紹巴の天正一四年(一五八六)の加証奥書を有することの三点である。加証奥書を掲げよう。

此古今聞書上下羽州秋田添／吟世尊老雖八十歳風雅遺弟／依無之、

予被贈畢、墨世／相伝之箱底入置者也／于時天正十四年三月廿五日

／ 法橋紹巴(花押) (上巻)

相伝之記上巻二在之／ 法橋紹巴(花押) (下巻)

これに関連し、『時慶卿記』慶長一九年一〇月二日条に次のように見える。

二日、雨天、(中略)一、院御所被召候、古今抄物又可写申旨候、少々口伝トモ被仰渡、二冊抄・又四冊抄・又顕注密勘等・又発句帳、又テニヲハノ義御相伝灌頂ノ事等被仰渡候、発句帳四冊返上、又紹巴句ヲ相添テ上候、

この条からは、慶長一九年の段階で後陽成院が、『顕注密勘』等の古今集注や連歌の発句帳に収書の範囲を広げていたことが知られる。特に、前者は時慶・時直への古今相伝に際しての基礎文献として機能していた。そして、「古今抄物又可写申旨候、少々口伝トモ被仰渡」が、前述の時慶の「古今清濁」の相伝に接続する。また、「テニヲハノ義御相伝灌頂ノ事」とは、院からの時慶へのテニハ伝受が灌頂に至ったことを指す。

後陽成院は退位後、歌学・古典学の講釈も行なっている。具体的には、慶長一九年四月に『伊勢物語』を(前掲注(10))、元和二年三月に『詠歌大概』⁽⁴⁰⁾を、同年八月に『未来記』を(『泰重卿記』同年八月二四日条)それぞれ講釈している。慶長一九年四月の『伊勢物語』の講釈は、山科言緒と土御門泰重の発起によるものであった(『言緒卿記』同年四月一六日条)が、参集した公家衆の一人の時直の聞書の抄録(転写本)⁽⁴¹⁾が伝存する。

以上のように、後陽成院の仙洞御所の歌書群は、従前の講釈に加え、歌学の相伝・伝受と関連し合い充実していた。また、古今相伝に際して時慶から典籍が献上されることもあった。そして、仙洞御所に収蔵された書籍は、元和三年(二六一七)の崩御後の同年一〇月二八日に後水尾天皇の禁裏文庫に収められた。その様子は『泰重卿記』同日条に記され

る。⁽⁴²⁾

廿六日、戊午、晴、^(兼連)一条殿御見廻申上候、仙洞御倉書籍・古物・

道具禁中御取候、奉行二ハ兼勝卿・実条卿・宣衡卿・実頭卿、院衆^(岩倉具勢)六木工頭・大弼・三級^(清水谷実任)^(前見抄門堂公職)

後陽成天皇皇子である一条兼遐が立会い、後水尾天皇の廷臣の書籍奉行(『泰重卿記』元和四年六月二日条の「御書籍奉(行)脱」の交名と一致する)が移し替えの作業を行なっている。ここに至り、後陽成院の蔵書は後水尾天皇の禁裏の御文庫に明け渡されたのである。

このように、慶長六年(二六〇一)・七年を中心に冷泉家や山科家から進上・書写された和歌資料により、禁裏文庫の歌書群は増加し、慶長一六年の退位に至り後水尾天皇の禁裏に譲渡された。退位後、慶長一九年に近臣による書写活動が本格化した。後陽成院は仙洞御所において引き続き『伊勢物語』や『詠歌大概』等を講釈しているのに加え、歌学の相伝・伝受も行っており、院はそうした祇候の廷臣の歌道教育の基本文献の更なる整備に努めたものと思われる。崩御後も後水尾天皇の禁裏に移管されるが、慶長年間(二五九二―一六一五)に後陽成院が収書した一連の文学関係の典籍は、近世禁裏文庫の基礎を形作ったのである。

おわりに

以上、本稿では、文禄二年(二五九三)の禁中の御文庫の整理を端緒に、元和三年(二五九五)に、後陽成院の仙洞の御文庫に収められた書籍が後水尾天皇に明け渡されるまでの、天皇の文芸活動の基盤となった禁裏・仙洞の書写事蹟を追究してきた。文禄四年頃から三条西家の古写本を中心に物語や歌学書の古注釈が禁裏に献上され、書写されたが、それらは天皇自身の古典学・歌学の研究や講釈のためであった。禁裏に三条西家の典籍や家説が入った年次を、『伊勢物語』・『三部抄』の注釈書

に限り、文禄四年と確定し得たが、慶長年間に天皇が禁裏で行った物語や歌学の講釈は、三条西家説を重要視しており、文禄四年は、禁裏における古典研究の揺籃期に位置付けられる。そして、慶長二年に後陽成天皇は『倭歌方輿勝覧』を自ら撰んだが、以後その改変を軸に新たに名所和歌が禁裏で編纂され、祇候の公家衆らにより編成された書写集団が歌集の収書や抜書を行った。さらに、冷泉為満・山科言経が勸諭を免れてからは、冷泉家・山科家からの和歌資料の進上が慶長六・七年に集中して相次ぎ、禁裏文庫の歌書群は増加していった。これらの禁裏本を譲位の際に後陽成院は後水尾天皇に明け渡したが、院は、慶長一六年の退位後も盛んに収書活動を展開し、仙洞御所の蔵書の整備に努めた。仙洞御所本は、院崩御後に後水尾天皇の禁裏に移管された。こうした後陽成天皇の収集に成る文学資料は、近世禁裏文庫の形成に大きな役割を果たした。実際、文禄・慶長期書写の文学関係の禁裏本は、一部の宸翰本を含め、転写本が御所本・高松宮本に現存している。近世の禁裏本の書写史は、後陽成天皇期に始まるのである。

註

- (1) 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町後期』(昭四七初版、平三改訂新版・明治書院)、同『中世歌壇と歌人伝の研究』(平一九・笠間書院)、林達也『後陽成院とその周辺』(近世堂上和歌論集刊行会編『近世堂上和歌論集』(平元・明治書院)参照。また、和田英松『皇室御撰之研究』(昭八初版、昭一八再版・明治書院)に、後陽成天皇の古典学・歌学の研究や和歌の実作に関わる著作が掲出されている。なお、天皇は、天正一八年(一五八〇)九月に細川幽斎の古今相伝の伝受を所望したが、母・上東門院が「若年」を理由に固辞した(兼見脚記)。
- (2) 田島公「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録―東山御文庫本の史科学的・目録学的研究のために―」(禁裏・公家文庫研究 第一輯)(平一五・思文閣出版)。九条兼孝(天文二年(一五三三)―寛永二十三年(一六四六))の日記『慶長六年首夏日記』の慶長六年(一一六六)四月四日条と東山御文庫本『古官庫歌書目録』の「千鳥(根本官本/後陽成院宸翰) 一冊」、「種玉偏次抄(根本官本/後陽成院宸翰) 一々」の記載に基づく。『慶長六年首夏日記』については、宮内庁書陵部編『図

書寮叢刊 九条歴世記録 四』(平一一・明治書院)、『慶長六年首夏日記』解題』をも参照。私見によれば、「千鳥」「種玉偏次抄」とも宮内庁書陵部蔵御所本に見出されるが、前者は慶長元年の後陽成院宸翰本の転写である(後述)。

- (3) 宮内庁書陵部編『圖書寮蔵 桂宮本叢書 第二十集 御集』(昭三六初版、昭四四再版・養徳社)、『桂宮本叢書』の呼称について「即ち当部(稿者注)、『宮内庁書陵部』の収蔵してある桂宮本と称せられる史書・歌書の類は、元来東山御文庫所蔵の圖書群の分れで、後水尾、後西、靈元天皇らをして書写しめられた御手沢本とみて誤りではなからう」と現存の歌書を含めた禁裏本の溯源を後水尾天皇に求める。こうした解説は近年でも、例えば『日本古典籍書誌学辞典』(平一・岩波書店)「御所本」項(小池一行執筆)の「江戸時代に幕府が行なった書写・出版事業に刺激されて、後水尾・後西・靈元天皇など数代にわたって書写収集した旧禁裏御文庫本をいう」などに見られる。

- (4) 拙稿「高松宮家伝来禁裏本の性格と意義―文学関係資料を中心に―」(国立歴史民俗博物館編『和歌と貴族の世界 うたのちから』(平一八・塙書房)では本記事を失考していた。この場を借りて訂正したい。

- (5) 『言経脚記』に依ると、まず、文禄二年四月九日に、言経が秀次に参上・対面し、金沢文庫から接収した(時慶脚記)同年三月一〇日条等)草子「二百十五巻」を檢地した。そして、四月二三日には、掲出したように、禁裏に『日本紀』以下の草子が進上された他、菊亭(今出川)晴季家と日野輝資家にも金沢文庫本が遺わされた。禁裏に献上された草子は、『続日本紀』以下大部分は、「駿河御譲本」として元和二年(一六一七)に徳川御三家に伝来した。諏訪勝則「関白秀次の文芸政策」(『栃木史学』第九号、平七・三)が、秀次の視点からこれらの事蹟に網羅的に触れている。

- (6) 第一冊末に、文明一〇年(一四七八)に後土御門天皇の禁裏に献上した兼良の自筆識語「依 勅命馳禿筆書加訖」 文明十年春老納覚恵」に続き、後西天皇の書写奥書がある。

- 此一冊者以後成恩関白自筆之本先年書写之云々、後十輪内府真跡也、(但端十余枚/奥書等似書)雖然少々不審事有之、重而以件証本令校合訖、于時万治二曆夾鐘中旬(花押(後西天皇))

- 「文明一〇年 献上本」の系統の伝本である。伊井春樹『源氏物語注釈史の研究 室町前期』(昭五五・桜楓社)参照。

- (7) 島崎健「後陽成院講『源氏物語聞書』」(『国語国文』昭五三・一)。

- (8) 先行研究では、当該本の「夢の浮橋」巻末の寛正六年の本奥書の「洞院大納言公數卿家本并室町殿春日局本彼是見合了、春本者中書也、洞本者覆勘之本也……」などの記載から、AIに記される春日局本を「中書本」と称し、一方の洞院公數本を「覆勘本」とする。だが、殆どの伝本は、通秀により校合され、さら

- にその通秀本を実隆が転写したもので、三条西実隆本系と称される。大津有一「河海抄の伝本」(金沢大学国語国文) 第二号、昭四一・三二、大津有一「河海抄の伝本再考」(皇學館論叢) 第一巻第五号、昭四三・二二(等)参照。
- (9) 「十八日、晴、已刻令登城也足軒・主殿頭令同心登城、御対面也、三光院自筆源氏抄披見下、次也足軒同心帰京」。「三光院自筆源氏抄」が実枝自筆「明星抄」である。
- (10) 第一回は慶長一三年八月(「お湯殿の上の日記」同年八月二〇日・二四日条)、第二回は慶長一七年三月(「言緒卿記」同年三月二日条)、第三回は慶長一十九年四月(「言緒卿記」同年四月九日、一日から二六日条、「時慶卿記」四月一日から一六日条)である。「伊勢物語愚案抄」の奥書の慶長一二年は記録から確認できないため除いた。大津有一「伊勢物語古註釈の研究 増訂版」(昭六一・八木書店 参照。御所本「伊勢物語愚案抄」は、「列聖全集 御撰集 第三巻」大五・列聖全集編纂会)に翻刻がある。
- (11) 筆蹟の鑑定に当たり、学習院大学文学部日本語・日本文学科の御教示・御協力を得た。
- (12) 「伊勢物語家君度々御講尺如形聞書了、但往年序一向難見分事共有之間、其内少々又書改之、次第不同事共也、度々之間書之内書集之間、前後不問也」天文十八月 日。
- (13) 智仁親王御筆。延宝三年(一六七五)以降(増加書籍の書き入れによる)の桂宮家の蔵書内容を示す書陵部蔵桂宮本「歌書目録」(F四一・二〇)の、「詞書」項に「詠歌大概抄後陽成院御抄 一冊」「百人一首後陽成院御抄 一冊」「未來記雨中抄後陽成院御抄 一冊」と見え、後陽成天皇の歌学書三部は、天皇弟の桂宮智仁親王に伝来したことが知られる。桂宮本「歌書目録」は桂宮本と御所本の区別や桂宮本の伝来を探究する上で重要な資料である。
- (14) 御所本「百人一首抄後陽成天皇御抄」の後陽成天皇宸翰の書写奥書には、「寡人以管窺衆諸抄書之、後世之嘲有恥云々 / 慶長十一稔凛秋下濼 / 從神武百余代孫周仁」とある。前掲註(10)「列聖全集 御撰集 第三巻」(大五・列聖全集編纂会)に全文翻刻がある。同様に、御所本「未來記雨中御抄後陽成院」は、「列聖全集 御撰集 第五巻」(大五・列聖全集編纂会)に翻刻が備わる。
- (15) 書写奥書「右宗祇法師聞書也、東常縁一覽之処 / 称神妙之由、号遠情抄、自筆銘与云々、此本則所押彼銘也、先年講説之後、予 / 聊雖有抄出之事重而借請此本令書写者也、穴賢不可外見而已 / 明応四年三月十八日 (花押(実隆))」。「遠情抄」の名の初出は、「実隆公記」明応元年(一四九二)二月九日条の「未來記聞書銘(遠情抄、故東常縁 / 自筆銘宗祇送之)可築筆之由宗祇法師所望、仍書遣了」である(前掲註(1)井上著書)。この記事によると、「遠情抄」の名は東常縁の命名で、宗祇の依頼により実隆がそれを踏襲したことが分かる。なお、土田将雄「細川幽斎の研究」(昭五一・笠間書院)参照。
- (16) 合綴の「松藤」には、御所本「百人一首抄」(五〇一―四〇八)等と同様の慶長元年二月の本奥書が存する。田中宗作「百人一首古注釈の研究」(昭四一・桜楓社)参照。
- (17) 同様な指摘は、前掲註(16)田中著書に、「百人一首」の講釈を中心に存する。
- (18) 「辰幹英華」(昭一九・紀元二千六百年奉祝会)所収水谷川忠盛蔵「宸筆御消息」に「頃者絶対頌悲本懐候、兼幽齋作分之伊勢物語之抄、唯今借用申度候、可有如何候哉、閑筆候 / 仲秋五日」と見え、「伊勢物語調疑抄」は観覧していた。前掲註(10)大津著書は、成立を「慶長十二年頃」とするが、典拠は未詳である。なお、幽齋は文禄三年から慶長五年にかけ禁裏御本を、歌合を中心に盛んに書写している。嚙矢は「山家集」で、智仁親王が転写した桂宮本「山家集」(五一―一一)の本奥書に「此山家集密々申出 / 禁裏御本、遂書写校合畢、尤 / 可為証本乎 / 于時文禄三年季春上濼 / 玄旨在判」とある。同時期の幽齋筆本は、細川家水青文庫と熊本大学付属図書館寄託北岡文庫に現蔵される。
- (19) 小川剛生「禁裏における名所歌集編纂とその意義―後陽成天皇撰『方輿勝覽集』を中心に―」(「人間文化研究機構連携研究『文化資源の高度活用』―中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究―高松宮家伝来禁裏本を中心として―」調査報告Ⅱ(平成一九年)(平二〇)所収)。高松宮本に含まれる編纂資料についても御教示頂いたことを特記しておく。
- (20) 渋谷虎雄「校本歌枕名寄 研究索引篇」(昭五四・桜楓社)。
- (21) 板本の刊記の署名の「城北乞食沙弥消蘊子」を、南可の筆蹟と青山家旧蔵書の校合態度の一致を根拠に、加茂国の南可と比定されている(上野洋三「歌枕名寄」の板下筆者」(「近世文芸」五六、平五・七)。
- (22) 福田秀一「大東急記念文庫蔵『禁裡御蔵書目録』について」(「かがみ」第六号、昭三六・六)。
- (23) 三村晃功「後陽成院撰『方輿勝覽集』の成立」(「京都光華女子大学短期大学研究紀要」四一号、平一五・一〇)が、「夫木抄」からの入集歌を対象に、「夫木抄」と「歌枕名寄」の本文を比較し、「方輿勝覽集」が後者の本文に拠っていることを実証する。なお、「歌枕名寄」を正和元年(一三二二)から延元元年(一三三六)に澄月が撰んだ時点では、撰歌範囲は、「万葉集」に続き、勅撰集は「新後撰集」までで、「夫木抄」等の私撰集も含まれていなかった。「歌枕名寄」の写本・板本の増補歌に関して、八木意知男「写本系『歌枕名寄』入集大嘗会和歌―成立にも関わって―」(「神道史研究」第三四巻第四号、平二一・一〇)同「古典文庫『歌枕名寄』入集独自大嘗会和歌によせて」(「京都文化短期大学紀要」第一五号、平三・三二)の発言が示唆に富む。また、前掲註(1)井上著書「林論文にも論及がある。
- (24) 「大日本史料 一一篇一六冊」天正一一年八月二一日条に、事態の経過を示す

史料が掲げられている。これらの史料の解釈に当たり、前掲(一)井上著書を参照した。

(25) 冷泉家時雨亭文庫現蔵。『冷泉家時雨亭叢書 第八巻 拾遺愚草(上)(中)(平五・朝日新聞社)』、『冷泉家時雨亭叢書 第九巻 拾遺愚草(下) 拾遺愚草員外(平七・朝日新聞社)』所収。

(26) 一六日、戊申、天晴、(中略)一、冷出頭之事、今日申刻二可有 御対面之由勸修寺ヨリ一昨年被申間、先持明院へ令同道罷向了、二十疋被遣了、(中略)次於儀定所 御対顔了、申次勸修寺大納言也、先拾遺愚草三冊定家卿筆、被懸御目、閑二可有御覽之由也、次御馬・太刀持參了」

(27) 『言経卿記』慶長七年正月二四日・二五日条は以下のとおりである。

廿四日、丁亥、天晴、(一)、番衆所へ 出御、種々御雑談了、冷泉へ直物叙目之事也、定家卿自筆也、被返下了、則冷へ遣了、又同直物二奥書可仕之由被仰了、畏入存之由申也、

廿五日、戊子、晴陰、(一)、禁中へ和哥御会懐昏返上了、同直物奥書々之進上之、如此、

此直物一卷、以京極中納言(定家卿)自筆被写留者也、依 勅詔奉加奥書畢/慶長七年正月廿五日/正二位藤言経

同様な奥書を有する、山科言経筆「直物」が東山御文庫に現蔵する(勅封一五三―一三〇、(石田美洋氏御教示)。

(28) 冷泉家時雨亭文庫現蔵。『冷泉家時雨亭叢書 第三八巻 和歌初学抄 口伝和歌秘抄』(平一七・朝日新聞社)に影印が供される。なお、冷泉家時雨亭文庫に『袖中抄』二二巻(鎌倉時代の古写本一〇巻、南北朝時代の補写二巻)が蔵される(冷泉家時雨亭叢書 第三六巻 袖中抄)(平一五・朝日新聞社)。藤本孝一に依ると、高松宮本『袖中抄』二〇巻(日一六〇〇―四三三―や一―二〇、『国立歴史民俗博物館貴重典籍解題叢書 文学篇第十一―十四巻(歌学書一―三)』(平一―臨川書店)影印所収)は、巻第二十の接続・模写の様態などから、冷泉家本をもとに作成されたとされる。そして、その製作は、勅勸を蒙った為満が、勸勸を許されるために貴族・武家等に定家本を初めとした典籍を献上している状況の中の所為とする(以上「しくれてい」第九七号、平一八・七)。

(29) 奥書の引用等は、川上新二郎『六条藤家歌学の研究』(平一―汲古書院)の翻刻に拠る。

(30) 日下幸男編『近世初期聖護院門跡の文事―付旧蔵書目録―』(平四・私家版)に依れば、聖護院道見の書写・収集に成る聖護院蔵本と禁裏本とは同質である由である。

(31) 芳賀幸四郎『東山文化の研究』(昭一九・河出書房)が『実隆公記』や『親長卿記』等に見出される文明期の歌書類の書写事蹟に関連し、『禁裡御蔵書目録』を

活用している。また、酒井茂幸「文明期禁裏における歌書の書写活動をめぐって」(和歌文学会・平成一八年度五月例会口頭発表、『和歌文学研究』第九三号・平一八・一二)に要旨掲載で、文明期書写の歌書と『禁裡御蔵書目録』の書目との同定を一部試みている。なお、「文明補充本」の語は、宮内府図書寮編『図書寮典籍解題文学篇』(昭二三・国立書院)で初めて使用され、井上宗雄「中世歌壇史の研究 室町前期」(初版昭三六、改訂新版昭五九・風間書房)で和歌史の歌壇史的にその実相が叙述されている。

(32) 「十七日、雨天、夜ヨリ降来、(中略)一、時直ハ院御所ニテ和歌ノテニラハ御相伝トテ早々参上」。

(33) 「伊勢物語時直(西洞院)于平少納言(執心高於山)深於海故切紙口決/不残相伝之、穴賢、可有秘蔵者也、慶長十九年八月五日/從神武百余代 周仁(朱印) (後陽成院宸翰、一軸。『皇室の至宝 東山御文庫御物3』(平一―毎日新聞社)影印所収)。この相伝に関しては、『時慶卿記』同日条に「(前略)一、院御所へ時直参上候、伊勢物語切紙奥義不残御相伝、予ニモ古今相伝可有御相伝由被仰下候」とある。院は「伊勢物語」の「切紙等」の口伝を昭高院道澄より受けている(前掲・御所本「伊勢物語愚案抄」本奥書)。

(34) 「九日、天晴、御所へ時直参上、予ニモ古今相伝可有御相伝由被仰下候」

(35) 「十三日、天晴、(中略)一、院御所古今清濁御相伝、依吉日也、先序分又抄拝借則写初、(中略)古今抄院御所へ懸御目候」。

(36) 外題「古今抄 上(下)」「(直書・墨筆)、第一冊のみ表紙中央に「此二難写本/伝心抄など、は相違候者也/熟覧すへき歟」と墨書あり。見返しに「古今抄二冊筆者(連歌師/寿慶)/奥書連哥師紹巴三所及也」の小紙片を貼る。内容は『古今集延五記』の前半(親本の帖付により示すと「二十二帖」の内「十一帖」まで。一・二帖を欠く)で仮名序も欠く。各帖ごとに「第三ノ帖/二十二帖之内法印堯惠判/伝付藤原憲輔」以下の堯惠の憲輔への伝授の加判が存する。

(37) そもそも、時慶と里村紹巴が、初めて対面したのは、天正八年(一五八〇)三月の近衛邸であった。『時慶卿集』天正八年条の一四九歌の詞書に「初枝を一枚紹巴より陽明へ奉りしに、各々詠吟有し、予又」とある。その後の時慶と紹巴の同座は、天正一三年三月二日の「和漢聯句」(『石鼎集』所収)まで下る。以後、時慶は同年から天正一四年にかけ紹巴張行の連歌会に出詠した。また、天正一四年には、正月二〇日の近衛殿和歌御会や三月三〇日の聖護院門跡張行の連歌などと同座し(『時慶卿記』)、急速に接近している。というのも、正月二〇日の近衛殿和歌御会では、前日に時慶が紹巴に詠草を持参し、紹巴は詠草を添削し返却している(『時慶卿記』)。以後、天正一五年一〇月一日を下限として、時慶は、紹巴の月次歌会や連歌会に出詠している(『時慶卿記』)。奥田勲「紹巴年譜稿(一)」「(四)」「(宇都宮大学教育学部紀要)一六号・一八号、一九号・二三号、昭四二・

一一、昭四三・二二、昭四四・二二、昭四八・二二(参照)。
(38) 『顕注密勘』は、『百人一首抄後陽成天皇御注』に引用され、院は禁裏において古写本を所持していたと思われる。

(39) 時慶が架蔵の「紹巴句」の進上に加え仙洞に返上した「発句帳四冊」はいずれも、次掲の『禁裡御蔵書目録』『雑御櫛子目録』『冒頭近くに書目が見え、以後、禁裏に伝来したことが確認される(ただ、現存せず、万治四年(一六六一)の内裏火災によって焼失したと思われる)。

指雪斎発句帳 半切 旧院宸筆一
半松斎発句 半切 旧院宸筆一
臨江斎発句 半切 旧院宸筆一
発句帳(竹林号) 肖柏/付宗長 兼載 宗碩 旧院宸筆/判切一
紹巴独吟千句(初度) 半切/旧院宸筆

但し、「旧院(稿者注、「後水尾院」宸筆」とあるのは不審で、後水尾院により転写されたかあるいは誤謬であるうか。また、五冊いずれも「半切」と書籍の判形を記すが、これは「雑 御櫛子目録」に多く見出される。

(40) 『泰重卿記』元和二年三月一六日・一八日・一九日・二〇日・二三日・二四日条、『中院通村卿記』同年三月一七日・一九日・二三日条。

(41) 京都大学付属図書館平松文庫(第七・シー九)蔵。外題「慶長十九年四月九日/上皇御講尺聞書/少納言平時直」。また、天理大学付属図書館蔵『伊勢物語鈔』二冊(九一三・三二一・一八一)も、上巻端書に「慶長十九年四月九日上皇御講尺聞書 少納言平時直」とあり、慶長一九年の講釈の時直による聞書である。下巻奥書に、「這一冊伊勢物語鈔二冊者時直朝臣(于時/平少納言)寡人/可講之由鴻望故依難道、雖愚純而/誦前忘後談畢、講席聞書改/作而可管窺云々、転覧之処絶妙也、/為後記加禿毫云爾/ 慶長廿稔季春中渚/ 從神武百代孫太上天皇周仁(朱印)」とある。また、前掲註(1)和田著書、及び前掲註(10)大津著書。

(42) 註(2)田島論文に言及がある。なお、後陽成天皇が生涯を通じて書写し、最終的に禁裏に収蔵された典籍がいかに多量であったかは、元和四年六月一日から一五日にかけて行われた、後水尾天皇の禁裏文庫の書籍虫掃に関する『泰重卿記』の記事により知られる。同年六月二日条に限り掲げておく。

十二日、己巳、大風雨、飯後朝参仕候、主上清涼殿・紫宸殿出御、一編書籍御覧以後入御也、予・中院御前在之也、未刻許二奥御倉より長櫃五十八取出申候、重物入候と相見、持かね申候、是ハ二階より下也、其下より長櫃十許、其外御道具三十色ほど取出也、皆骨折候也、殊無人、内々衆まで也、外様衆ニハ予一人まで也、外様衆ニハ予一人まで也、御振舞二度也、

(国立歴史民俗博物館外来研究員)
(二〇〇七年三月三〇日受理、二〇〇八年二月二八日審査終了)

The Book Collecting Activities of Emperor Goyosei Centered on Literary Materials

SAKAI Shigeyuki

Emperor Goyosei is known for dispatching an attendant to the besieged Hosokawa Yusai in Tango Tanabe castle in 1600 and forcing him to withdraw. He is also known for being a great lover of poetry and passing on his knowledge of the Kokinshu to Prince Toshihito. Recent research has revealed that the origin of the imperial library in the Early Modern period dates from the collections of Emperor Goyosei and not the collections of Emperor Gomizuno as had previously been thought. In this paper the author sheds light on the building of the foundation of an imperial library and poetry collection based on an investigation of the entire literary activities of Emperor Goyosei. Goyosei built the library by lecturing on narrative literature and poetry and calling on personal attendants to collect written works when compiling “Meisho Waka” The emperor himself lectured on classic narratives such as the Genji Monogatari and Ise Monogatari, as well as on the Eiga no Taigai and other poetic works. Such activities were aided by the Sanjonishi family’s presentation of its old copies to the imperial court from around 1595 and the copying of those books. The author has been able to confirm that annotations of Ise Monogatari and Sanbusho were presented to the imperial court along with books and family histories from the Sanjonishi family in 1595. The importance attached to the family’s books by the emperor suggests that this marked the beginning of the study of classical works at the imperial court. The compilation of Meisho Waka took place in 1597 when a new compilation of Meisho Waka was created when alterations were made to the “Wakahoyoshoran” selected by the emperor. This deployment of court attendants by the emperor to collect and copy Meisho Waka based on the Utamakuranayose signified the formation of a unit at the imperial court to copy written works. In addition to the above, the poetry collection in the imperial library was expanded when a series of gifts of poetic works were made by the Reizei and Yamashina families mainly in 1601 and 1602 following the reprimands meted out to Reizei Tamemitsu and Yamashina Tokitsune. A large quantity of classical works was handed over to Emperor Gomizuno upon the abdication and death of Emperor Goyosei. The copying of written works began in earnest following Goyosei’s retirement and took place at the retired emperor’s residence. In addition to lectures on literary classics and poetry as had taken place during Goyosei’s reign, instruction was given in poetry and primers for educating court attendants in poetry were produced. These written works kept at Goyosei’s residence were transferred to the imperial library of Emperor Gomizuno upon Goyosei’s death. Today, copies of these literary works copied around the end of the 16th century and the beginning of the 17th century, including some written in the hand of Goyosei himself, survive in the imperial palace library and among the books and documents of Prince Takamatsu. In conclusion, the history of copying books and documents to form an imperial library in the Early Modern period began during the reign of Emperor Goyosei.
